

ID: 44

担当部署: 教育委員会事務局社会教育部 生涯学習課

<p>処分の概要</p>	<p>登録の取消し</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則 第8条第2項</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>昭和52年教育委員会規則第4号</p>		
<p>【根拠条文】 (注意等と登録の取消し) 第8条 委員会は、団体の活動が、法令、規則等に反しているとき、又は申請の内容と異なるときは、団体又はその責任者に注意等を行うことができる。 2 委員会は、団体が前項の注意等に従わないときは、その団体の登録を取り消すことができる。 3 委員会は、登録を取り消したときは、その旨団体に通知しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 73

担当部署: 教育委員会事務局社会教育部 生涯学習課

処分の概要	観覧料の徴収																		
例規名 根拠条項	芦屋市谷崎潤一郎記念館条例 第5条																		
例規番号	昭和63年条例第7号																		
<p>【根拠条文】 (観覧料)</p> <p>第5条 記念館に展示している資料を観覧しようとする者は、別表第1に定める額の観覧料を納めなければならない。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する小学校、中学校の児童・生徒及びこれらに準ずる者又は学齢に達しない者が観覧しようとするときは、無料とする。</p> <p>別表第1(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="3">観覧料(1人につき)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">常設展示</th> <th rowspan="2">特別展示</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;">300円</td> <td style="text-align: center;">240円</td> <td rowspan="2">1,010円の範囲内において教育委員会がその都度定める額</td> </tr> <tr> <td>大学生・高校生</td> <td style="text-align: center;">200円</td> <td style="text-align: center;">160円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 団体とは、20人以上をいう。 2 大学生・高校生とは、法第1条に規定する大学・高等専門学校並びに高等学校の学生・生徒及びこれらに準ずる者をいう。 3 特別展示の観覧料を納めた者の常設展示の観覧料は、無料とする。 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>				区分	観覧料(1人につき)			常設展示		特別展示	個人	団体	一般	300円	240円	1,010円の範囲内において教育委員会がその都度定める額	大学生・高校生	200円	160円
区分	観覧料(1人につき)																		
	常設展示		特別展示																
	個人	団体																	
一般	300円	240円	1,010円の範囲内において教育委員会がその都度定める額																
大学生・高校生	200円	160円																	
備考																			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日																

ID: 75

担当部署: 教育委員会事務局社会教育部 生涯学習課

処分の概要	特別観覧料の徴収																									
例規名 根拠条項	芦屋市谷崎潤一郎記念館条例 第6条																									
例規番号	昭和63年条例第7号																									
<p>【根拠条文】 (特別観覧料) 第6条 記念館に保管し,又は展示している資料について学術研究等のために模写,撮影等をしようとする者は,教育委員会の許可を受け,別表第2に定める額の特別観覧料を納めなければならない。</p> <p>別表第2(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th colspan="2">特別観覧料(1点1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>熟覧</td> <td></td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>模写,模造等</td> <td></td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">撮影</td> <td rowspan="2">モノクロ</td> <td>学術研究を目的とする場合</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>出版等の収入が伴う場合</td> <td style="text-align: right;">1,010円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">カラー</td> <td>学術研究を目的とする場合</td> <td style="text-align: right;">400円</td> </tr> <tr> <td>出版等の収入が伴う場合</td> <td style="text-align: right;">2,030円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	特別観覧料(1点1日につき)			熟覧		300円		模写,模造等		500円	撮影	モノクロ	学術研究を目的とする場合	200円	出版等の収入が伴う場合	1,010円	カラー	学術研究を目的とする場合	400円	出版等の収入が伴う場合	2,030円
	区分	特別観覧料(1点1日につき)																								
	熟覧		300円																							
	模写,模造等		500円																							
撮影	モノクロ	学術研究を目的とする場合	200円																							
		出版等の収入が伴う場合	1,010円																							
	カラー	学術研究を目的とする場合	400円																							
		出版等の収入が伴う場合	2,030円																							
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>																										
備考																										
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日																							

ID: 77

担当部署: 教育委員会事務局社会教育部 生涯学習課

処分の概要	貸出料の徴収										
例規名 根拠条項	芦屋市谷崎潤一郎記念館条例 第7条第2項ただし書										
例規番号	昭和63年条例第7号										
<p>【根拠条文】 (資料の館外貸出し) 第7条 教育, 学術若しくは文化に関する機関又は団体等が資料の館外貸出しを受けようとする場合は, 教育委員会の許可を受けなければならない。 2 前項の貸出しは, 無料とする。ただし, 教育委員会が必要と認めるときは, 別表第3に定める額の貸出料を徴収することができる。</p> <p>別表第3(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th colspan="3">貸出料(1件につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>館外貸出し</td> <td colspan="3">10, 180円の範囲内において教育委員会がその都度定める額</td> </tr> </tbody> </table>				区分	貸出料(1件につき)			館外貸出し	10, 180円の範囲内において教育委員会がその都度定める額		
区分	貸出料(1件につき)										
館外貸出し	10, 180円の範囲内において教育委員会がその都度定める額										
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>											
備考											
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 2 年 10 月 1 日								

ID: 79

担当部署: 教育委員会事務局社会教育部 生涯学習課

処分の概要	講義室の使用料の徴収										
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市谷崎潤一郎記念館条例 第8条										
例 規 番 号	昭和63年条例第7号										
<p>【根拠条文】 (講義室の利用) 第8条 講義室を利用しようとする者は,教育委員会の許可を受け,別表第4に定める使用料を納めなければならない。</p> <p>別表第4(第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">講義室</td> <td>午前9時～正午</td> <td style="text-align: right;">1,420円</td> </tr> <tr> <td>午後1時～午後5時</td> <td style="text-align: right;">1,830円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	使用料		講義室	午前9時～正午	1,420円	午後1時～午後5時	1,830円
区分	使用料										
講義室	午前9時～正午	1,420円									
	午後1時～午後5時	1,830円									
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>											
備考											
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 10 月 1 日								

ID: 80

担当部署: 教育委員会事務局社会教育部 生涯学習課

<p>処分の概要</p>	<p>退去命令等</p>
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市谷崎潤一郎記念館条例 第9条(第13条第3項において読み替える場合を含む。)</p>
<p>例 規 番 号</p>	<p>昭和63年条例第7号</p>
<p>【根拠条文】</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第9条 教育委員会は、次の各号の一に該当する者に対して、記念館への入館を拒絶し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に迷惑をかけ、又は記念館の施設、設備、資料を汚損し、損傷し、若しくは滅失するおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 記念館の管理上必要な指示に従わない者</p> <p>(3) その他教育委員会が入館を不相当と認める者</p> <p>(管理の代行等)</p> <p>第13条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、記念館の管理を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により、記念館の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 記念館の利用の許可(第7条第1項の許可を除く。)に関する業務</p> <p>(2) 記念館の運営に関する業務</p> <p>(3) 記念館の施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、記念館の運営又は維持管理上教育委員会が特に必要と認める業務</p> <p>3 第1項の規定により、記念館の管理を指定管理者に行わせる場合の第4条の2第3項、第6条、第7条第2項、第8条及び第9条の規定の適用については、第4条の2第3項中「教育委員会は、特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第6条、第8条及び第9条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第7条第2項中「別表第3に定める額の貸出料」とあるのは、「指定管理者は貸出しに係る利用料金」とする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>	

条例適用不利益処分個票

備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 83

担当部署: 教育委員会事務局社会教育部 生涯学習課

処分の概要	観覧料の徴収															
例規名 根拠条項	芦屋市立美術博物館条例 第5条															
例規番号	平成2年条例第22号															
<p>【根拠条文】 (観覧料)</p> <p>第5条 美術博物館に展示している美術博物館資料を観覧しようとする者は、別表第1に定める額の観覧料を納めなければならない。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する小学校、中学校の児童・生徒及びこれらに準ずる者又は学齢に達しない者が観覧しようとするときは、無料とする。</p> <p>別表第1(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">常設展示観覧料 (1人につき)</th> <th rowspan="2">特別展示観覧料(1人につき) 2,030円の範囲内において教育委員会が その都度定める額</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td style="text-align: center;">300円</td> <td style="text-align: center;">240円</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>大学生・高校生</td> <td style="text-align: center;">200円</td> <td style="text-align: center;">160円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 常設展示観覧とは、美術博物館が平常的に展示する美術博物館資料の観覧をいい、特別展示観覧とは、美術博物館が特別に展示する美術博物館資料の観覧をいう。 2 団体とは、20人以上をいう。 3 大学生・高校生とは、法第1条に規定する大学・高等専門学校並びに高等学校の学生・生徒及びこれらに準ずる者をいう。 4 特別展示観覧料を納めた者の常設展示観覧料は、無料とする。 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>				区分	常設展示観覧料 (1人につき)		特別展示観覧料(1人につき) 2,030円の範囲内において教育委員会が その都度定める額	個人	団体	一般	300円	240円		大学生・高校生	200円	160円
区分	常設展示観覧料 (1人につき)		特別展示観覧料(1人につき) 2,030円の範囲内において教育委員会が その都度定める額													
	個人	団体														
一般	300円	240円														
大学生・高校生	200円	160円														
備考																
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日													

ID: 85

担当部署: 教育委員会事務局社会教育部 生涯学習課

処分の概要	特別観覧料の徴収																									
例規名 根拠条項	芦屋市立美術博物館条例 第6条																									
例規番号	平成2年条例第22号																									
<p>【根拠条文】 (特別観覧料) 第6条 美術博物館に保管し、又は展示している美術博物館資料について学術研究等のために模写、模造及び撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受け、別表第2に定める額の特別観覧料を納めなければならない。</p> <p>別表第2(第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">特別観覧料(1点1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">熟覧</td> <td></td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">模写、模造等</td> <td></td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">撮影</td> <td rowspan="2">モノクローム</td> <td>学術研究を目的とする場合</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> <tr> <td>出版等の収入が伴う場合</td> <td style="text-align: right;">1,010円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">カラー</td> <td>学術研究を目的とする場合</td> <td style="text-align: right;">400円</td> </tr> <tr> <td>出版等の収入が伴う場合</td> <td style="text-align: right;">2,030円</td> </tr> </tbody> </table>						特別観覧料(1点1日につき)		熟覧			300円	模写、模造等			500円	撮影	モノクローム	学術研究を目的とする場合	200円	出版等の収入が伴う場合	1,010円	カラー	学術研究を目的とする場合	400円	出版等の収入が伴う場合	2,030円
		特別観覧料(1点1日につき)																								
熟覧			300円																							
模写、模造等			500円																							
撮影	モノクローム	学術研究を目的とする場合	200円																							
		出版等の収入が伴う場合	1,010円																							
	カラー	学術研究を目的とする場合	400円																							
		出版等の収入が伴う場合	2,030円																							
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>																										
備考																										
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日																							

ID: 87

担当部署: 教育委員会事務局社会教育部 生涯学習課

処分の概要	施設の使用料の徴収																	
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立美術博物館条例 第7条																	
例 規 番 号	平成2年条例第22号																	
<p>【根拠条文】 (施設の使用料) 第7条 別表第3に掲げる美術博物館の施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受け、同表に定める額の使用料を納めなければならない。</p> <p>別表第3(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前10時から正午まで</th> <th>午後1時から午後4時30分まで</th> <th>午前10時から午後4時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講義室</td> <td style="text-align: center;">2,850円</td> <td style="text-align: center;">4,370円</td> <td style="text-align: center;">7,230円</td> </tr> <tr> <td>体験学習室</td> <td style="text-align: center;">4,170円</td> <td style="text-align: center;">6,820円</td> <td style="text-align: center;">11,000円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	使用料			午前10時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午前10時から午後4時30分まで	講義室	2,850円	4,370円	7,230円	体験学習室	4,170円	6,820円	11,000円
区分	使用料																	
	午前10時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午前10時から午後4時30分まで															
講義室	2,850円	4,370円	7,230円															
体験学習室	4,170円	6,820円	11,000円															
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>																		
備考																		
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 10 月 1 日															

ID: 88

担当部署: 教育委員会事務局社会教育部 生涯学習課

<p>処分の概要</p>	<p>退去命令等</p>
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市立美術博物館条例 第8条(第12条の2第3項において読み替える場合を含む。)</p>
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成2年条例第22号</p>
<p>【根拠条文】</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、美術博物館への入館を拒絶し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に迷惑をかけ、又は美術博物館の施設、設備、美術博物館資料を汚損し、損傷し、若しくは滅失するおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 美術博物館の管理上必要な指示に従わない者</p> <p>(管理の代行等)</p> <p>第12条の2 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 美術博物館の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 美術博物館の運営に関する業務</p> <p>(3) 美術博物館の施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、美術博物館の運営又は維持管理上教育委員会が特に必要と認める業務</p> <p>3 第1項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせる場合の第4条の2第3項、第6条から第8条まで及び第10条第2項の規定の適用については、第4条の2第3項及び第10条第2項中「教育委員会は、特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第6条から第8条まで中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>	

条例適用不利益処分個票

備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 89

担当部署: 教育委員会事務局社会教育部 生涯学習課

処分の概要	駐車場の使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市立美術博物館条例 第10条第3項
例規番号	平成2年条例第22号

【根拠条文】

(駐車場の設置及び使用料)

第10条 美術博物館に駐車場を設置する。

2 駐車場の供用日は、1月1日から12月31日までとし、供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。

3 駐車場の使用料の額は、次の表のとおりとする。ただし、美術博物館、芦屋市立図書館又は芦屋市谷崎潤一郎記念館の利用者は、最初の60分以内は無料とする。

	使用料区分	
	午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで
美術博物館の開館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円。ただし、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。
美術博物館の休館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円
	午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	

【基準】

根拠条文及び芦屋市立美術博物館条例施行規則第6条の3の規定による。

(駐車場使用料の上限額等)

第6条の3 条例第10条第3項の表に規定する1,000円の範囲内で規則で定める額は400円、1,500円の範囲内で規則で定める額は700円とする。

2 駐車場を午前8時又は午後8時の前後を引き続いて使用する場合の当該引き続いて使用する時間の駐車場の使用料の額は、次のとおりとする。

(1) 午前8時の前後を引き続いて使用する場合 午前8時前の時間から引き続いて使用する60分までの時間は100円とし、当該60分を経過した後は条例第10条第3項の表のとおりとする。ただし、午前8時までの駐車場の使用料の額が同表で定める上限の額に達

条例適用不利益処分個票

<p>している場合は午前8時から同表のとおりとする。</p> <p>(2) 午後8時の前後を引続いて使用する場合 午後8時前の時間から引続いて使用する30分までの時間は100円とし、当該30分を経過した後は条例第10条第3項の表のとおりとする。</p>							
<table border="1"><tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr></table>				備考			
備考							
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日				

ID: 1008

担当部署: 教育委員会事務局社会教育部 生涯学習課

<p>処分の概要</p>	<p>現状の変更等の停止命令及び許可の取消し(指定有形文化財)</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>兵庫県文化財保護条例 第33条において準用する第12条第3項</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>昭和39年兵庫県条例第58号</p>		
<p>【根拠条文】 (現状の変更等の制限) 第12条 3 第1項の許可を受けた者が、前項の許可の条件に従わなかったときは、県委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 6 月 28 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>